

障害者福祉・その他の福祉

障害者の福祉

問 障害福祉課 ☎ 0495-25-1125 FAX 0495-23-1963

障害者手帳(身体・知的・精神)の交付

▶ 身体障害者手帳

身体(肢体・聴覚・視覚・言語・心臓・腎臓・呼吸器・直腸・ぼうこう・HIVによる免疫機能・肝臓等)に障害のある方が、サービスを受けるときに必要です。

▶ 療育手帳

知的障害のある方が、サービスを受けるときに必要です。

▶ 精神障害者保健福祉手帳

精神障害のある方が、サービスを受けるときに必要です。

医療費などの補助・助成

▶ 自立支援医療

- 18歳以上の身体障害者が円滑な日常生活を送れるよう、障害を軽くしたり、機能を回復したりするための医療(関節形成手術・心臓手術など)が1割負担で受けられます。
 - 18歳未満の身体上の障害及び疾患を有する児童が、手術などにより障害を軽くしたり、機能を回復したりするための医療が1割負担で受けられます。
 - 統合失調症やうつ病などの精神疾患により通院するための医療が1割負担で受けられます。
- ※いずれも所得により自己負担限度額の設定があります。医療費の補助を受けるには、受給資格を示す受給者証が必要となります。

▶ 重度心身障害者医療

身体障害者手帳1～3級、療育手帳(A)、A、B、精神障害者保健福祉手帳1級の所持者及び後期高齢者医療保険制度による障害認定を受けた方が、病院等で診療を受けた場合、保険診療の自己負担金を助成します。
※医療費などの助成・扶助を受けるには、受給資格を示す受給者証が必要となります。

手当

心身に障害のある方やその家族、保護者にさまざまな支援を行っています。

- 特別障害者手当
- 在宅重度心身障害者手当
- 障害児福祉手当

日常生活のサービス

心身の障害のある方が自立し、生きがいを持って暮らしていくためのサービスを行っています。

- 補装具費(交付・修理)の支給
- 日常生活用具の給付、貸与
- 障害者(児)移動支援
- 障害児(者)生活サポート
- 障害福祉サービス
- 児童通所サービス
- 障害者(児)日中一時支援
- 障害者訪問入浴サービス
- 福祉電話
- 手話通訳者、要約筆記者の派遣
- 声の広報等発行、配付
- 福祉タクシー利用券の交付
- 自動車等燃料費の補助
- 身体障害者自動車運転免許取得費の補助
- 身体障害者自動車改造費の補助
- 重度障害者居宅改善整備費の補助

障害者相談支援事業所

相談を通じて、必要な情報を提供し、日常生活や社会生活を支援します。

市外局番(0495)

事業所名	対象の障害者	所在地	電話番号
障害者生活支援センターさわやか	身体	いまい台2-43	25-5620 FAX 25-5640
障害者生活支援センターさわやか	知的	いまい台2-43	25-5630 FAX 25-5665
障害者生活支援センターみさと	精神	美里町大字 小茂田889-1	76-3646 FAX 76-4461

障害者就労支援センター

障害者の就労、職場定着などを支援します。

事業所名	対象の障害者	所在地	電話番号
児玉郡市障がい者就労支援センター	身体 知的 精神	いまい台2-43	22-3064 FAX 22-1271



社会福祉

福祉総合相談窓口

問 生活支援課 ☎ 0495-25-1197

福祉に関する複数の悩み事やどこに相談したらよいかわからない困りごとに関する相談窓口を設置しています。

相談員が困りごとを受け止め、関係機関との連絡調整などを行い、寄り添いながら問題解決のための支援を行います。

生活困窮者自立相談支援窓口

問 生活支援課 ☎ 0495-25-1159

生活に困窮する方(生活保護受給者を除く)が抱えるさまざまな課題に関する相談窓口を設置しています。相談員と一緒に考え、解決に向けたお手伝いをします。一人で悩まずに、まずは生活支援課へご相談ください。ご家族や周囲の方からの相談も受け付けます。

避難行動要支援者支援制度

問 地域福祉課 ☎ 0495-25-1142

高齢者や障害を持っている方等で、災害時に情報を得たり、自力で避難することが難しい方を「避難行動要支援者」として、近所の方や自治会、民生委員・児童委員等地域で支援するための体制づくりを進めています。

制度への登録にあたっては、地域の民生委員・児童委員または市へ直接ご相談ください。

対象要件 ※下記対象要件以外は、ご相談ください。

- 65歳以上のひとり暮らし
- 70歳以上のみの世帯
- 要介護度4以上
- 身体障害者手帳1・2・3級
- 療育手帳④・A・B
- 精神障害者保健福祉手帳1・2級

本庄市災害見舞金等支給制度

問 地域福祉課 ☎ 0495-25-1142

火災または風水害その他の気象災害によって、市民が被害を受けたとき、災害見舞金等が支給される場合があります。

支給区分	災害見舞金	支給額
	全焼、全壊または流失	50,000円
	半焼または半壊	20,000円
	床上浸水	10,000円
	重傷	20,000円
災害弔慰金		支給額
死亡		50,000円

※申請方法などはお問い合わせください。

ほんじょう助け合いサービス(在宅福祉有償家事援助事業)

問 本庄市社会福祉協議会 ☎ 0495-24-2755

高齢者や障害のある人、妊産婦など、やむを得ず日常生活の援助を必要とする家庭に対して、市民の皆さんの参加と協力のもと、社会福祉協議会が事務局となって低額料金で家事などを援助するサービスです。

成年後見推進事業

問 地域福祉課 ☎ 0495-25-1142

本庄市成年後見サポートセンター

(本庄市社会福祉協議会) ☎ 0495-24-2755

地域を基盤とした権利擁護(成年後見制度)の普及推進のため、本庄市成年後見サポートセンターの運営を本庄市社会福祉協議会へ委託し、その担い手となる市民後見人養成事業や法人後見関係者向け研修、制度の周知・啓発を行っています。

また、市民の皆さんからの成年後見等に関する相談を受け付けています。

彩の国あんしんセーフティネット事業

問 本庄市社会福祉協議会 ☎ 0495-24-2755

失業や病気などが原因で生活にお困りの方たちに寄り添って、訪問・相談を通じて必要な制度につなぐ活動を行っています。緊急を要する場合は、食料の提供などの支援も行っています。

生活福祉資金貸付制度

問 本庄市社会福祉協議会 ☎ 0495-24-2755

生活にお困りの世帯に対し、資金の貸し付けと必要な相談支援を行うことにより、その世帯の安定した生活と経済的自立を図ることを目的とした貸付制度です。

福祉サービス利用援助事業(あんしんサポートねっと)

問 本庄市社会福祉協議会 ☎ 0495-24-2755

判断能力の不十分な高齢者や知的障害・精神障害のある方などが安心して暮らせるように、定期的に訪問し、福祉サービスの利用援助や日常の暮らしに必要な事務手続き等のお手伝いを行っています。

法人成年後見事業

問 本庄市社会福祉協議会 ☎ 0495-24-2755

判断能力が不十分で、意思決定が困難な方のため、社会福祉協議会が法人成年後見人等となって、ご本人の意思を尊重しながら財産管理や身上保護を行い、安心して日常生活を送れるよう支援します。

本庄市ボランティアセンター

問 本庄市社会福祉協議会 ☎ 0495-24-2755

ボランティア活動に関する相談や活動保険の受付など、さまざまなボランティア活動の支援を行っています。

